

豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が事業採択したがけ地近接等危険住宅移転事業の実施に際し、危険住宅を移転する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱に基づいて、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)の経費、補助対象額、補助率等は別表に定めるとおりとする。

(補助事業の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 危険住宅に居住する者(借家人の場合は、所有者の同意が得られる者を含む。)
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 危険住宅の移転先が、市外でない者

(補助対象者の除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団と認められる団体
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

(事前相談)

第4条 居住者等が、補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする場合、別に定める事前相談書を提出しなければならない。なお、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る事前相談は、補助金の交付申請をしようとする前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 前項の事前相談の際には、建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして次のいずれかを提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書(家屋)の写し
- (2) 建物の登記事項証明書の写し

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業を行おうとする者は、別に定める補助金交付申請書により原則として6月15日までに市長に申請しなければならない。ただし、危険住宅の移転行為に伴って、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合は、申請できない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金交付の決定通知を受けた者が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定の通知を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の内容及び経費の変更)

第9条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、別に定める事業内容及び経費変更承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助金額の変更)

第10条 補助事業者は、前条に規定する事業内容の変更により補助金額に変更を生じた場合は、別に定める補助金交付変更申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(予定期間内に完了しないときの報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないときは、別に定める完了期日変更申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに別に、定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第13条 市長は、完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の確定通知後に、補助事業者の請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令・この要綱・補助金の交付の決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (7) 第3条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(遅滞金利息)

第16条 補助事業者は、補助金の返還を決定され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき豊田市税外収入に係る遅滞金条例(昭和39年条例第7号)に規定する遅滞金利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅滞金利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。)を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した額の全部又は一部に相当する額を返還納付させることができる。

(検査等)

第18条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。事前相談の規定を追加。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成23年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別 表

経 費 の 配 分	補 助 事 業 の 内 容	補 助 対 象 額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり 780 千円を限度とする。	10/10
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費 (建物助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,060千円(建物3,100千円、土地 960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域(「特殊土壌地帯等」)については、1戸当たり 7,080千円(建物 4,440千円、土地 2,060千円、敷地造成 580千円)を限度とする。	10/10